

令和7年度化学農薬のみに頼らないイチゴ灰色かび病の防除体系の確立に向けた研修会の実施及び技術相談業務委託仕様書

1 目的

三重県が育成したイチゴの主力品種である「かおり野」は、炭疽病抵抗性を有している一方で、栽培管理上灰色かび病発生リスクが高いことが課題となっている。県内産地では灰色かび病は10月頃から発生が認められ、特に発病が多くなる3月下旬以降は単価低下や収量減少に繋がっている。

また、灰色かび病菌は、複数薬剤に対する耐性菌が県内産地でも発生が確認されており、化学農薬のみに頼らない灰色かび病防除体系の確立が急務となっている。

こうした中、伊勢志摩地域では、令和2年度から伊勢いちごスマート農業研究会を中心に、環境データを活用した生産量向上の取り組みが進められている。今後は、これに加えて生物農薬等を活用した「化学農薬のみに頼らないイチゴ灰色かび病の防除体系」の早期確立が求められている。そこで、当該防除体系の短期間（2年間）での確立を目指し、研修会の実施及び技術相談業務を実施することで、三重県のイチゴ産地の維持・発展に資することを目的とする。

2 業務委託期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

3 内容

(1) 研修会の実施業務

- ・化学農薬のみに頼らない灰色かび病の発生抑制及び生産量向上に資する研修を5回以上実施し、令和8年2月中旬までに終了すること。また、研修の開催日程及び会場については、県と協議の上調整すること。
- ・1回あたりの研修時間は5時間以上とし、座学等の内容については録画を行い、後日、生産者への共有が可能とすること。なお、録画可能な内容（講義部分、説明資料、質疑応答等）については県と別途協議の上決定すること。
- ・研修の実施方法は、全ての回において座学による集合研修と栽培圃場における個別研修を併用すること。座学についてはWEB配信による受講も可能とし、WEB配信の使用ソフトはZoomとすること。
- ・個別研修は県が選定した生産者4～5名の圃場を巡回し、施設内環境データ（温度、湿度、CO₂濃度）及び植物体の生育状況に基づく個別指導形式で実施すること。
- ・研修資料は、パワーポイント等で作成し、PDF形式で提出すること。また、当該資料は生産者への配付を可能とすること。なお、研修資料の内容は、灰色かび病の発生抑制に資する知識や技術を習得できるものとし、事前に三重県と協議を行うこと。

(2) 技術相談業務

ア 生産者からの相談対応業務

- ・灰色かび病の発生抑制に関連し、施設内環境データ（温度、湿度、CO₂濃度）や生育調査データ（草丈、葉長、葉数等）の分析並びに栽培管理について、生産者から三重県に対して相談があった場合は、三重県と連携の上、適切な助言を行うこと。
- ・相談に係る連絡手段は原則として電子メールによるものとし、緊急時に限り電話やWEB会議等による対応も可能とすること。
- ・技術相談の対応回数は5回以上とすること。

イ 栽培マニュアル作成支援業務

- ・三重県が作成を予定している栽培マニュアルの作成に資するため、各回の研修会終了後に、研修内容を取りまとめたレポートを作成・提出すること。
- ・当該レポートには、研修会の実施内容に加え、現地巡回における生産者への指導内容を反映させること。
- ・三重県が作成する栽培マニュアルの内容の妥当性について必要に応じた助言を行う

こと。

(3) 業務報告書の作成

上記(1)及び(2)の取組概要や、研修の実施により得られた成果や課題について報告書としてまとめ、委託費の実績書(明細が示されたもの)を添えて、紙媒体(1部)と電子データ(CD-ROM等)により提出すること。

4 留意事項

- (1) 業務の遂行については、三重県と十分に協議しながら進めること。
- (2) 委託料には、上記3に記載した業務遂行に要する費用の一切を含む。
- (3) 本契約に基づく成果品の所有権は、三重県へ成果品の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果品の著作権は成果品の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (4) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己に責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (7) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

5 委託費

上記3の業務委託内容の各条件に満たない実施となる場合は、県と協議の上、実績に応じた委託費の減額を行う。

6 納入する成果品

令和8年2月27日(金)までに、業務報告書を紙媒体(1部)と電子データ(CD-ROM等)にて三重県伊勢農林水産事務所伊勢志摩地域農業改良普及センター普及1課へ提出すること。

7 障害を理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に順次適切に対応すること。

8 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 三重県は、受託者が前項の(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (3) 事故発生等の責任
委託業務が原因で発生した事故又は瑕疵による損失損害が発生したときは、受託者が責任を負うものとする。
- (4) 法律等の遵守
事業の実施にあたり、国内の法律並びに三重県における諸規程を遵守すること。

11 その他

本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。

別記

「個人情報の取扱いに関する特記事項」

注) 「甲」は県の機関等を、「乙」は受託者をいう。

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

また乙は、個人番号を含む個人情報取扱事務を実施する場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)等関係法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を甲の承諾なしに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の報告)

第4条 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者(以下「個人情報保護責任者」という。))及び業務に従事する者(以下「作業従事者」という。))を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

(保有の制限)

第5条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を保有するときは、甲の指示に従わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(教育の実施)

第7条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。))第66条第2項及び第67条、個人情報保護法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修をしなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者についての労働派遣契約書において個人情報の取扱いを明示する等、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

また、甲の承諾を得て乙が再委託する場合には、乙は、本条第2項から第6項の措置を

講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して前項の承諾を得なければならない。

一 再委託する業務の内容

二 再委託先

三 再委託の期間

四 再委託が必要な理由

五 再委託先に求める個人情報保護措置の内容

六 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約

七 再委託先の監督方法

八 その他甲が必要と認める事項

3 乙は、再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

一 再委託先

二 再委託する業務の内容

三 再委託の期間

四 再委託先の責任体制等

五 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法

六 その他甲が必要と認める事項

4 乙は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、甲に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 乙は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(個人情報の適正管理)

第10条 乙は、この契約による事務を行うために利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。

二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。

三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

四 甲から引き渡された個人情報を甲の指示又は承諾を得ることなく複製又は複写しないこと。

五 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。

六 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第11条 乙は、この契約による事務を処理するために保有した個人情報について、事務完了後、甲の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去し

なければならない。

4 乙は、個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により甲に報告しなければならない。

5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第12条 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第13条 甲は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の執行に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時の対応)

第14条 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、甲と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合及び個人情報保護法に違反した場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。